

緊急事態宣言解除後の教育活動について

学校における教育活動

1 基本的な感染症対策について

- (1) 小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン（令和3年4月）に基づいた感染症予防策を行いながら、教育活動を実施していきます。

10月1日以降再開するもの

- ・算数少人数指導
- ・クラブ活動、委員会活動、学校行事等、学級や学年をまたいだ教育活動

- (2) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避、手洗いや咳エチケット（マスク等の着用など）の励行について、引き続き指導していきます。

2 児童への指導について

引き続き、全校朝会や学級指導等において、①毎日の健康観察の徹底 ②給食時の注意 ③望ましい手洗いの仕方 ④ソーシャルディスタンスをとること について繰り返し指導していきます。

保護者の皆様へのご協力をお願いいたします。（9月1日配布文書再掲）

- 1 お子様及び保護者の方の毎朝の健康観察の徹底をお願いいたします。
- 2 お子様又は保護者の方に発熱等体調の変化が見られた場合は、お子様を自宅で休養させてください。その場合は欠席ではなく出席停止となります。
- 3 学校にてお子様が発熱等で体調を崩した際は、速やかに引き取りをお願いする場合がありますことをご承知ください。

※ 緊急の連絡は、スクールメールを使用しますので、いつでもチェックできるようお願いいたします。

※ 朝8時5分頃には昇降口付近が混み合ってきます。8時15分～25分の間に登校できるようご協力をお願いいたします。